

熱海市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第14号

熱海市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例

熱海市消防手数料徴収条例（平成12年熱海市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表3の項ウ中「53万円」を「57万円」に改め、同項エ中「83万円」を「88万円」に、「101万円」を「107万円」に、「112万円」を「120万円」に、「142万円」を「152万円」に、「166万円」を「178万円」に、「388万円」を「407万円」に、「510万円」を「534万円」に、「629万円」を「649万円」に改め、同項オ中「113万円」を「118万円」に、「134万円」を「141万円」に、「150万円」を「158万円」に、「183万円」を「194万円」に、「214万円」を「226万円」に、「435万円」を「455万円」に、「557万円」を「582万円」に、「677万円」を「707万円」に改め、同項カ中「575万円」を「593万円」に、「725万円」を「747万円」に、「1,070万円」を「1,090万円」に改め、同表15の項ウ中「41万円」を「42万円」に、「54万円」を「56万円」に、「70万円」を「73万円」に、「92万円」を「96万円」に、「104万円」を「109万円」に、「160万円」を「166万円」に、「182万円」を「190万円」に、「203万円」を「212万円」に改め、同項エ中「49万円」を「53万円」に、「63万円」を「68万円」に、「99万円」を「103万円」に、「131万円」を「141万円」に、「172万円」を「178万円」に、「332万円」を「343万円」に、「406万円」を「419万円」に、「465万円」を「480万円」に改め、同項オ中「910万円」を「932万円」に、「1,240万円」を「1,260万円」に、「1,700万円」を「1,730万円」に改め、同表17の項ア中「31万円」を「32万円」に、「43万円」を「46万円」に、「72万円」を「75万円」に、「96万円」を「102万円」に、「121万円」を「130万円」に、「295万円」を「315万円」に、「362万円」を「387万円」に、「417万円」を「446万円」に改め、同項イ中「266万円」を「269万円」に、「319万円」を「323万円」に、「479万円」を「483万円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。